

令和2年秋季全国火災予防運動実施に係る

具体的な火災予防対策について

社会的に影響が大きい火災や自然災害等に対しては、被害を低減させるため、あらかじめ被害を防ぐ対策を講じておくことが大切です。その具体的な項目を、次のとおりお知らせしますので、火災予防運動を機に、改めて防災について考えてみましょう。

- 項目 1 住宅防火の推進
- 2 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- 3 放火火災防止対策の推進
- 4 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- 5 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- 6 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- 7 その他

1 住宅防火対策の推進

(1) 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理と経年劣化した機器の交換について

住宅用火災警報器の設置については、新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は平成23年6月までに義務化され、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れています。

令和2年7月時点の全国調査では、住宅用火災警報器を設置していない世帯が約2割、各市町村の火災予防条例の規定通り設置していない世帯が約3割、最近作動確認を行った世帯のうち電池切れや故障が確認された世帯が約2%という結果になっています。

住宅用火災警報器の維持管理に当たっては、今後その多くが設置後10年を迎え、電池切れ等により火災時に適切に作動しなくなることが懸念されています。各世帯において住宅用火災警報器を定期的に点検し、本体交換の際には、各世帯の住宅の構造や世帯構成に応じて火災をより早期に覚知することができる連動型住宅用火災警報器、火災以外の異常を感知して警報する機能を併せもつ住宅用火災警報器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など付加的な機能を併せ持つ機器の設置が効果的です。

(2) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進について

住宅における出火防止や消火・避難等の対策には、安全装置が設置されている暖房器具及び調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置などの安全装置が搭載された調理器具を使用しましょう。

また、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリ

ンクラー設備などを設置すれば、より安心です。

(3) たばこ火災について

住宅火災による死者数を発火源別に見たとき、例年最も多いのが「たばこ」であり、なかでも寝たばこに起因する死者が多く発生しています。寝たばこは絶対にやめましょう。

(4) 防災品の周知及び普及促進について

住宅における出火防止や出火した際の拡大防止対策として、カーテンやじゅうたんに防災物品を、また、寝具や衣類等に防災製品を積極的に使用しましょう。

(5) 消防団、幼年少年・女性防火クラブ等と連携した広報・普及啓発活動の推進について

住宅防火の推進に当たっては、地域の消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携して防火訪問等を実施することにより、地域住民の主体的・組織的な広報・普及啓発活動を促進しています。コロナ禍の影響により、限られた活動となっていますが、火災予防の普及啓発は継続します。

(6) 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策等に重点を置いた死者発生防止対策の推進

要配慮者のうち、特に一人暮らしの高齢者等で病弱者又は要介護状態にある方等、緊急事態に自ら行動することが困難な方について、民生委員等の福祉関係部又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に取り組むことが重要であると考えられます。

(7) 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進について

地震火災を防ぐためには、家具等の転倒防止や安全装置等を備えた火気器具の普及等を推進するなどの出火防止対策に加え、住宅用火災警報器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具などの設置といった火災の早期覚知・初期消火対策、さらには地域の防災訓練や自主防災組織への参加など、地域ぐるみの防火対策を推進することが重要です。

また、地震のみならず、台風などの自然災害による停電発生時に懸念される「通電火災」の対策を行いましょう。

2 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

乾燥時及び強風時には、出火及び火災拡大の防止のため、消防本部の広報車や防災行政無線等の広報媒体の活用による火災予防の呼びかけ等を実施しています。

- ①特に、木造建築物の密集する地域等の火災の延焼拡大危険性が高い地域においては、厨房設備等の火気設備等の適正な取扱いをお願いするとともに、火災等の早期発見のため住宅用火災警報器の設置や初期消火に有効な住宅用消火器の設置を推進しましょう。

②出雲市では毎年、野焼きを原因とした火災が上位となっています。農業で発生した枯草の焼却を行う場合は、最寄りの消防署・分署に電話連絡するとともに、消火準備と監視の励行、小分けに焼却するなど、火気の取扱いについてご理解をお願いします。

3 放火火災防止対策の推進

令和元年中に発生した全国の放火及び放火の疑いによる出火（以下「放火火災」という。）件数（概数値）は4,506件となっており、全火災件数（概数値）37,538件のうち1割強を占めています。放火火災防止対策をより一層推進することが必要です。

（1）放火火災に対する地域の対応力の向上について

放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが放火火災に対する注意を心がけるとともに、行政機関、関係団体、事業所、町内会と住民が一体となって、放火火災対策に取り組むことが重要です。

（2）ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底について

ガソリンを用いた放火火災の発生抑止を図るため、ガソリンを容器に詰め替えて販売するときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うことが義務づけられています（令和2年2月1日施行）。

（3）パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底について

物品販売店舗などの大型店舗においては、死角となりやすいトイレやバックヤードの整理整頓、従業員や警備員による巡回、放火監視機器等を設置するなどの対策に努めるようお願いします。

「放火火災対策強化中」や「監視機器により監視中」等の注意喚起表示をすることも放火火災の防止に効果的であると考えられます。

（4）効果的な放火火災被害の軽減対策の実施について

放火火災対策には、屋外に可燃物を放置しないことや、自動車等のボディカバーに防炎品を使用することが効果的です。

また、放火火災は、死角となる場所や深夜時間帯に多く発生し、発見の遅れによる被害の拡大のおそれがあるため、放火監視機器、炎感知器、侵入監視センサーや警報器、センサー付き照明等の防火・防犯設備及び消火器具等を設置することも放火対策に効果的です。

さらに、出雲市内では令和2年11月9日現在、放火が多発している地域は確認していませんが、有事の際は、関係機関と情報共有を図る等連携し、重点警戒を実施するなど、地域の実情に応じた対策をとる必要があると考えます。

4 防火対象物等における防火安全対策の徹底

（1）防火管理体制（統括防火管理体制）の充実について

防火対象物（専用住宅以外の用途に使用される建物等）においては、高齢者や障害者等に対する火災情報の伝達及び避難介助に配慮した避難誘導體制の確立についての指導を行うとともに、その実態に応じ、夜間において火災が発生した場合を想定した消火、通報及び避難訓練の実施等について、きめ細やかな指導を行い、検証の徹底を図るなど防火管理体制の充実を図ることが重要と考えています。

また、防火管理者（統括防火管理者）の選任、消防計画の作成・届出、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施その他の防火管理業務の実施状況を確認するとともに、不備事項については具体的な改善事項を指導することとして立入検査を随時実施しています。

特に、甲種防火管理再講習を未受講の防火管理者に対しては、その受講を指導徹底するとともに、テナントの入れ替わりが多い場合や夜間営業等により店舗責任者と連絡がとりづらい場合などの実態がある用途の防火対象物に対しては、関係行政機関や関係団体などと情報共有や連携した指導を実施するなど、防火管理者（統括防火管理者）の選任率の向上や不備事項の具体的な改善指導に係る効果的な取組みを行うことを検討しています。

（２）避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底について

火災が発生した場合に避難経路となる通路、階段等の管理を適切に行うとともに、煙の拡散、延焼拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整備が重要です。

また、防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・整備の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告の徹底を図るなど、消防用設備等の適正な維持管理の推進をお願いします。

特に、平成29年12月17日に、さいたま市で発生した特殊浴場火災（死者5名（12月20日に死亡した重症者1名を含む。））では、3階建て建物の主に2階及び3階が大きく焼損し、煙等が充満すること等により、逃げ遅れて死傷した可能性が考えられることから、階段等の避難施設や避難器具の避難空地及びその付近に避難の支障になる物件が放置されることのないよう自主点検を実施することや、消火器、避難器具等の使用方法や火災発生時における利用客等への周知及び避難誘導の方法について再確認し、従業員による訓練を実施し、防火対策の徹底を図ってください。

また、高層の共同住宅においては、多数の者が居住し、火災時には避難に長時間を要する等の危険性が想定されることから、消防計画に基づく避難施設等の維持管理や避難訓練等の実施、消防用設備等の維持管理について、ご理解をお願いします。

（３）防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進について

出火又は延焼拡大の防止のため、防災物品の使用の徹底を図るとともに、衣類や寝具等の防災製品の普及を推進してください。特に、高齢者や障害者等が入居する社会福祉施設にあっては、家具や布団、シーツ等についても防災製品を使用することが望ましい

と考えています。

(4) 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底について

防火対象物定期点検報告及び防災管理点検報告については、関係者に対し、本制度の趣旨、内容等の周知徹底及び報告実施の促進を図るとともに、点検報告の結果が良好でないものや点検報告未実施の防火対象物について、効率的な違反是正の推進に努めることとしています。

(5) 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進について

平成29年5月7日に北九州市で発生した共同住宅火災（死者6名）では、火元建物について、同市火災予防条例に基づく防火対象物の使用開始届出などが行われておらず、管轄消防本部において未把握となっていました。潜在的に火災危険性の高い防火対象物については、消防本部において立入検査等を通じて適切な指導を行っていく必要があると考えています。住民指導や防火訪問等の機会を捉えた外観調査などの方法により、届出の怠り等により未把握となっている防火対象物についても積極的に情報収集を行うこととしています。

特に、重大な消防法令違反である特定防火対象物における屋内消火栓設備やスプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置等の違反に対する是正については、その人命危険に鑑み、早急に警告・命令等の上位措置へ移行し、確実に違反を是正させる方針です。

(6) ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底について

旅行者等、建物の避難経路等に不案内の者が多数宿泊するホテル・旅館等の施設においては、平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災を踏まえ、関係部局と連携し、消防法令違反の是正を図るとともに、夜間を想定した施設の実情を踏まえた訓練の実施、避難経路や防火戸等の避難管理の徹底等、防火安全対策の推進を図ることが効果的と考えています。

(7) 表示制度及び公表制度の取組の推進について

平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災を受け、防火安全上重要な建築構造等を含めた法令への適合性を利用者に情報提供するため、ホテル・旅館等の事業者からの申請に基づき、消防機関が審査して表示マークを交付する制度の運用が開始されています。

また、表示制度と併せて、消防法令違反のある防火対象物の公表を行うことが、利用者の立場から非常に効果的であるため、重大な消防法令違反がある防火対象物をホームページにおいて公表する「違反對象物の公表制度」を実施しています。

(8) 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底について

高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設においては、入居者は自力で避難するこ

とが困難な場合が多く、また、夜間においては職員の配置が少数であることなどにより、火災が発生した際に全入居者を短時間で避難させることは難しいと考えます。

これらの施設においては、安全の確保のため、消防法令違反の是正推進や早期の火災覚知体制及び避難誘導介助体制の確保が特に重要です。

(9) 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底について

有床診療所及び病院は、夜間限られた職員で入院患者の対応をしているため、入院患者の様態によっては、火災時の適切な対応が難しいことが想定されます。

平成25年10月に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災を受けて開催された「有床診療所・病院火災対策検討部会」の報告書（平成26年7月）では、全ての職員が必要な知識を持ち、限られた人員及び時間の中で、火災時に適切に対応するためには、日頃の訓練及び定期的な教育が必要であるとしています。

特に夜間に職員が1名となる可能性のある有床診療所及び病院については、同検討部会でとりまとめられた「有床診療所等における火災時の対応指針」を活用した、実践的な訓練指導を行うことが重要と考えられます。

一方で、特に小規模な社会福祉施設や有床診療所等の医療施設では、防火区画の形成やバルコニー等の設置がなされておらず、一時的な避難場所を確保することが困難な場合が想定されることから、水平避難による実践的な訓練指導を行うことが重要です。

(10) 飲食店における防火安全対策の徹底について

①近年、こんろによる火災は建物火災の出火原因の第1位であり、飲食店におけるこんろ火災のうち約6割がその場から離れている間に出火したものです。

また、飲食店におけるこんろ火災は急激に延焼拡大するケースが多く、水による初期消火は困難である場合がみられます。これらのことから、飲食店の厨房設備の適切な使用・維持管理を徹底して出火防止を図るために、こんろ使用中の監視人の配置、厨房設備の天蓋及び排気ダクト内の定期的な清掃を実施してください。

②消防法施行令の改正により、令和元年10月1日から、火を使用する設備又は器具を設けた延べ面積150㎡未満の飲食店に対して新たに消火器具の設置が義務付けられました。

③令和2年7月30日に福島県郡山市で発生した飲食店の爆発事故を踏まえ、ガス機器の適正な維持管理等について留意し、防火対策の徹底をお願いします。

(11) 大規模倉庫における防火安全対策の徹底について

平成29年2月16日に埼玉県三芳町で発生した倉庫火災を踏まえると、大規模倉庫において火災の初期拡大を防止するためには、従業員が火災発見時は躊躇することなく直ちに適切な通報を行うとともに、屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備を用いた確実な初期消火を行うことが重要です。事業所における火災発生時の初動対応の実効性向上を図るため、事業所における自主的な訓練の実施を推進することが効果的です。

訓練の内容は次を参考にしてください。

- ① 実際に屋外消火栓設備又は屋内消火栓設備を使用して放水する訓練
- ② 火災の発生場所や燃焼物などを具体的に想定したロールプレイング形式の模擬的な通報訓練
- ③ 防火シャッターが閉鎖している場合を想定し、それぞれの従業員が、くぐり戸を介して地上まで避難するための経路を把握し、かつ、実際に当該経路を歩行することにより、内部で働く従業員全員が円滑に避難できることを確認する訓練
- ④ 避難が完了しているエリアにおいて、防火シャッターが降下しない場合を想定し、防火シャッター近傍の手動操作装置を起動させる手順を確認する訓練、また、事業所における消防隊への情報提供等に係る体制について、消防隊との連携訓練などを通じて確認

(12) 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組の推進について

2021年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるにあたり、多数の外国人来訪者や障害者等が、駅・空港や競技場、旅館・ホテル等を利用することが想定されます。

また、出雲市に在住している外国人に対し火災等の災害が発生した場合は、日本語音声のみでは災害情報の内容を十分に理解できないことや、障害など様々な特性があることなどの事情に配慮した災害情報の伝達や避難誘導が求められます。

防火対象物の関係者が、当該防火対象物における災害情報の伝達及び避難誘導についての多言語化や文字等による視覚化、障害など利用者の様々な特性に応じた対応などを実施することを推進することが重要です。

5 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

消費者の安全・安心の確保が強く求められていることを踏まえ、自動車等や電気用品及び燃焼機器など、火災の発火源となることが多い身近な製品について、適切な使用・維持管理の推進及び誤使用による火災の防止を呼び掛けるとともに、各関係機関から発信される情報を注視することが効果的です。

特に、製品の不具合により同一の製品から複数の火災が発生していることから、リコール情報を広く収集し発信する等、製品に起因する火災の再発防止を呼びかけることが重要と考えています。

6 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

地域のイベント、祭り等の多数の者が集合する催しにおいては、火災が発生すると被害

が甚大となるおそれがあることから、多数の者が集合する催しの開催を把握した際は、事前に主催者に対して火災予防上の指導を行うとともに、積極的に現地におもむき、以下の事項に留意し、指導を実施することとします。

(1) ガソリン等の貯蔵・取扱いに対するお願い

ガソリンの火災危険性について、金属製容器による保管時及びガソリンを注油する際の注意事項については、次を参考にしてください。

①ガソリン携行缶は、直射日光の当たる場所や高温の場所に置かないこと

夏季はもちろん、それ以外の時期でも直射日光の当たる場所や高温の場所にガソリン携行缶を置くと、ガソリン液体又は可燃性蒸気が大量に噴き出す可能性があるため、日陰の風通しの良い場所にガソリン携行缶を置くことを徹底する必要があります。

なお、ガソリン携行缶の蓋やエア抜きを緩いとガソリン携行缶周辺に可燃性蒸気が出続けて危険なので、使用後は確実に締めることも重要である。

②ガソリン携行缶を取り扱う場合は、周囲の安全確認とエンジン停止を徹底すること

ガソリン携行缶を取り扱う場合は周囲に火源になりそうなものがないことを確認するとともに、万が一、火災になっても延焼拡大や人的被害が生ずるおそれがないことを確認する必要があります。特にガソリン携行缶を用いて発電機等にガソリンを注油する際には、ガソリン携行缶の蓋を開ける前に発電機等のエンジンを停止することが必要である。

③ガソリン携行缶の蓋を開ける前に、エア抜きを行うこと

日陰の風通しの良い場所にガソリン携行缶を置いてあっても、外気温の上昇に伴いガソリン携行缶内の圧力が高くなっている可能性があり、ガソリン携行缶の蓋の開放に伴い可燃性蒸気が噴き出す可能性があることから、ガソリン携行缶の蓋を開ける前に、少しずつエア抜きを行うことが望ましい。また、エア抜きはガソリンをスムーズに注油するための空気取入れ口を確保する意味でも有効なので、エア抜きのあるガソリン携行缶にあっては注油前に積極的にエア抜きを行うよう広報することが重要である。

ただし、直射日光や発電機の排気口等によりガソリン携行缶が暖められている場合は、ガソリン携行缶の蓋の開放のみならずエア抜きも厳禁です。直ちにガソリン携行缶を周囲に火気や人がいない日陰の風通しの良い場所に移動させ、ガソリン温度が常温程度まで下がる6時間程度はおいた後に、ゆっくりとエア抜きをすることが必要です。なお、ガソリン携行缶内部が高温・高圧になっている場合は、ガソリン携行缶の外側が熱くなっていたり、ガソリン携行缶の蓋が固く開けにくくなっている場合があることにも留意してください。

(2) 火気器具を使用する屋台等へのお願い

消火器の準備等、火災予防条例で定める事項に加え、屋台等でガスこんろ等を使用す

る場合は、ガス漏れを防ぐために、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等に適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検してください。

プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定してください。

(3) 照明器具の取扱いに係るお願い

可燃物の近くで照明器具を用いる場合は、当該照明器具の熱により可燃物が高温になることがないように十分な距離を確保するとともに、電球をソケットに確実に接続する、充電部分を絶縁被覆するなどにより照明器具の充電部分の露出がないようにしてください。

また、照明器具又は配線は、動揺、脱落することがないように取り付けるとともに、過度の加重、張力が加わらないように施工してください。

7 その他

(1) エアゾール式簡易消火具の破裂事故等を踏まえた対応について

エアゾール式簡易消火具について、未だ未回収品があり今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、消費者庁ホームページ等で確認してください。

(2) 住宅用火災警報器及び消火器の悪質訪問販売や詐欺等に係る被害防止について

悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害が全国的に後を絶ちません。

「消防署の方から来た」「消防署に依頼された」などと言って、巧みな話術により住宅用火災警報器や住宅用消火器を高額の金額で販売する等の悪質な訪問販売が、全国で多数報告されております。消防本部では、消火器及び住宅用火災警報器等の販売は一切行っておりません。悪質な訪問販売業者にだまされてしまった場合は、消費生活センターにご相談ください。悪質な訪問販売はクーリングオフ制度の対象となりますので、契約日から8日以内であれば、無条件で解約できます。

(3) 老朽化消火器に関する注意喚起等

平成21年9月に大阪市で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、住民に対する注意喚起と廃消火器のリサイクル回収窓口等の周知等の取組を図るようお願いしているところですが、近年においても破裂事故は発生しており、今後も発生するおそれがあることから、引き続き老朽化消火器については廃棄やリサイクルをお願いします。

なお、消防本部消防署では消火器の廃棄やリサイクルは行っていません。ウェブで取扱事業者を検索し対応してください。(検索例：出雲市 防災業者 消火器 廃棄 リサイクル)

(4) 緩降機や救助袋を使用した訓練及び点検中の安全管理の徹底

緩降機や救助袋を使用した訓練及び点検実施中の事故発生防止のため、緩降機や救助袋を使用した訓練及び点検等の際には安全管理を徹底して実施してください。

(5) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

昨年発生したフランスのノートルダム大聖堂での火災や沖縄県の首里城跡での火災を受け、同様の惨事が生じないように、文化財建造物等の防火対策を一層推進することが求められています。

文化庁において総合的な防火対策の検討・実施に資するよう、消防庁において文化財等における訓練の実施方法を具体化した「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」（以下「防火訓練マニュアル」という。）が作成されています。

文化財等の関係者の皆様は、防火訓練マニュアルを周知し、防火訓練マニュアルに基づく実践的な訓練の実施を促進してください。

(6) 消毒用アルコールの安全管理の推進

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、手指消毒液の使用は広く社会に浸透しました。この手指消毒液の多くはアルコール製品であることから、一定濃度以上含まれる製品は消防法上、危険物として取り扱われ、火災危険が高いものとなります。

出雲市内において手指消毒用アルコール液に起因した火災は発生しておりませんが、火気の近くで使用しない、アルコール成分が揮発するまでは火を使わないなど、その取り扱いには注意してください。